

長崎県副市長会会則

(名称及び組織)

第1条 本会は、長崎県副市長会と称し、県内の副市長をもって組織する。

(目的)

第2条 本会は、県内各市の相互の連絡協調を図り、もって市政の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 市長会において諮問された事項の審議
- (2) 長崎県市長会負担金等適正化委員会議案審議
- (3) 各市副市長から提案を受けた直面する行財政課題の調査研究
- (4) 副市長会開催市における先進事例の視察及び講演会の開催
- (5) 国、県事業について会長が認めた場合の説明会の開催及び意見交換
- (6) 主管課長会議において特に議論がなされた要望事項等の審議
- (7) その他、各市副市長が要望する本会の目的を達成するために必要な事項

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名
副会長 1名

2 役員は、会員の中から互選とし、任期は1年とする。

(職務)

第5条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 本会の会議は、定例会及び臨時会とし、会長が招集する。

2 定例会は、毎年2回開催し、開催地は各市輪番とする。

3 臨時会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 会議の議長は、開催市の副市長がこれにあたる。

(会費)

第7条 本会の会費は、長崎県市長会予算をもって、これに充てる。

(事務局)

第8条 本会の事務局は、長崎県市長会事務局に置く。

(委任)

第 9 条 この会則に定めがあるもののほか、必要な事項は会員が協議して決定する。

附 則

この会則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 19 年 7 月 24 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。